

第1回川崎市債投資家懇談会議事要旨

日時：平成18年5月23日（火）午後4時～6時

場所：日興アイ・アール株式会社 大会議室

1 開会

- （１）川崎市から、「魅力的で信頼される市債発行に向けたマーケットとの協働を進めていく上で、投資家の皆様との自由な意見交換を通じ、市債の市場評価、市場ニーズ等について直接かつ継続的に情報収集をしていきたい」旨の挨拶があった。
- （２）川崎市から、参加メンバー及び事務局員の紹介があった。
- （３）会合の運営方法について、川崎市から説明（資料１）があった。なお、本会合は、原則公開とするも、座長は非公開とすることができること、議事録は作成・公表せず、議事要旨を公表することとし、参加者から了解を得た。
- （４）参加メンバーの互選により、東洋大学の稲生助教授が本会合の座長に選出された。
- （５）座長から、「地方債市場の転換点にあって、有意義な会合にしていきたい」旨の挨拶があった。

2 議事

- （１）川崎市の経営ビジョンと財政状況について
川崎市から、川崎市の経営ビジョンと財政状況について説明（資料２）を行った後、メンバー間で自由な意見交換を行った。

◆ 意見交換

- ・ Q：人件費の削減に関連するが、指定管理者制度は導入しているか。
- ・ A：指定管理者制度は導入しており、約6億円の経費削減効果があがっている。第1次、第2次プランでそれぞれ1000人の職員削減に取り組むとしたが、団塊の世代の退職者を不補充とすることにより、達成していく。

- ・ Q：地下鉄事業の見直しに伴う起債制限比率の推移があるが、実質公債費比率でみたらどうか。
- ・ A：実質公債費比率の算定方法が正式に示されたのは最近なので、まだきちんと推計できていないが、当面18%を超える見込みはない。

- ・ Q：下水繰出が示されているが、赤字の病院事業の影響は考えなくてよいのか。
- ・ A：会計全体に与える影響は下水と病院では全く異なるので影響はない。
なお、病院事業会計は、企業管理者に民間人を入れるなどの対応を通じて、平成17年度には黒字転換している。老朽化している井田病院の対策についても大きな投資にはならないと考えている。

- ・ Q：人口増加率トップとのことだが、建設予定の地下鉄沿線で人口が増えているのか。
- ・ A：溝の口のある高津区が10.8%でトップ、新百合ヶ丘のある麻生区が7.7%で2番、武蔵小杉のある中原区が6.1%で3番となっている。また、地下鉄については、開発型ではなく、バスしかない鉄道不便地域対策であり、小田急との乗り入れなどでコストダウンも図っている。

- ・ Q：地下鉄事業に伴う公債費等の見通しの元となっている物価上昇率等の基礎データを教えて欲しい。
- ・ A：利率については2.5%として計算しているが、公債償還額を見るためのものなので、物価上昇率等は勘案していない。

- ・ Q：地下鉄二期の計画の状況はどうなっているか。
- ・ A：現在、国土交通省に対して一期の手続きを進めているところで、二期については計画のみの段階である。

- ・ Q：土地開発公社について説明されているが、住宅供給公社はどうか。
- ・ A：本市の場合、住宅供給公社については経営に問題はない。

- ・ Q：住宅供給公社の今後の経営方針はどうか。
- ・ A：福祉、医療とのセットで新たな取組も行っているが、今以上の積極的な事業展開は考えていない。また、市営住宅の管理を委託し、市のコスト・ダウンに寄与している。

(2) 川崎市債の起債運営と発行計画について

川崎市から、川崎市債の起債運営と発行計画について説明（資料2、資料3、資料4）を行った後、メンバー間で自由な意見交換を行った。

◆ 意見交換

- ・ Q：個人消化促進とのことだが、地元住民（市民）が多いのか。
- ・ A：市民が購入しているのか、近隣住民が購入しているのか統計上明らかでないが、市民が多くを占めていると理解している。証券会社の販売プランでもまずは地元を優先する傾向が強い。
- ・ C：とすると、極めて迂遠な話ではあるが、いざという時に住民が買っている債券について取扱いを異にするということが政治的にありうるのではないかと、といったことを考えてしまう。もちろん、極めて迂遠な話であり、個人消化をやめる必要はないが。

- ・ Q：20又は30年債は100億円ということで、実験的なものかとも思うが、今後、事業との兼ね合いもあり、超長期債のウエイトを増やしていく意向があるのか。
- ・ A：基本的には、中期・長期・超長期をそれぞれ1/3ずつバランスをとりながら発行していきたい。超長期債として何を発行するのかは非常に難しい問題であり、公営企業金融公庫から借り入れる下水のように28年の事業もあり、20または30年債については、公

的資金の動向、今年度の発行の成果をみて、あらためて発行量をどの程度とするか検討していきたい。

- ・ C：中期・長期・超長期をそれぞれ1/3という基本は、今後の金利環境、市場動向によって、弾力的に対応していく必要はあろう。
- ・ C：自社の場合は、持切りが基本なので、許可団体になってスプレッドが拡大してしまうリスクが存在することに鑑みると、20又は30年債という超長期債では、地方債制度設計の不透明感が強まってくる中、慎重に対応しようということになる。
- ・ Q：もっと市場公募債を増やし、流動性の改善を図って欲しいが、今年度発行計画の民間資金に占める縁故債の20%程度というのはやむを得ないのか。
- ・ A：市場公募化を促進しており、縁故債はできるだけ少なくしているが、年度末の充当事業の調整弁として、やはり20%程度はどうしても必要である。
- ・ Q：10年債の発行時期について、昨年度は9月で本年度は6月と見直しているが、その理由について聞きたい。
- ・ A：毎月の発行額の平準化を念頭に置いており、5年債と共同発行債の発行時期を優先して考えないといけない。その調整の結果で10年債の発行時期が今年度の計画となっている。
- ・ Q：流動性の確保を考えた場合、10年債の発行が年1回では難しい。
- ・ A：10年債では共同発行債への持寄りが例年450億円規模であるため、どうしても個別発行債のロット、発行回数を確保しにくい状況である。
- ・ Q：「川崎市債に関する調査研究報告書」の中で、起債運営について、「共同発行の推進」と「個別条件決定方式への移行の検討」と両方あげられているが、川崎市のスタンスはどちらか。
- ・ A：個別条件決定方式への移行に当たっては、その有利性が確保される前提がないと、というふうにと考えており、結局どちらが有利かということに尽きる。地方債制度、市場動向等を見極めて、中長期的な観点から対応していく必要があると考えている。

(3) 地方債市場をめぐる現状と課題等について

川崎市から、市場公募地方債の統一条件交渉の見直しについて説明(資料6)を行った後、メンバー間で自由な意見交換を行った。

◆ 意見交換

- ・ Q：各月の交渉に際して、状況を連絡し、合意を得る団体というのは、その月に発行する団体だけか。
- ・ A：そのとおりである。

- ・ Q : 各月の交渉に際して、窓口となる団体について、実態はどうか。
- ・ A : その月に発行する団体が全て立ち会うのがベストと考えている。窓口団体については予め輪番で定められている。

- ・ Q : この窓口となる9団体の間で、流通市場では格差がつけられており、それがどう影響してくるのか、各月合意を得ていけるのか。
- ・ A : 川崎市はプライス・リーダーであり、強く発言していく必要があると認識している。

- ・ Q : 総務省は発行条件について結果を聞くだけなのか。
- ・ A : そのとおりである。

- ・ Q : この方式は今後の見直しがありうるのか。
- ・ A : この方式が今後どうなるか、総務大臣の発言から想像するに、さらに踏み込んだ改革がなされるのではないかといった不透明感はある。

3 閉会

(1) 川崎市から、次回の会合は、11月28日(火)の開催を予定していることの内があった。

(2) 川崎市から、閉会の挨拶があった。

以 上